

松阪市住居等における不良な生活環境の解消に関する条例骨子(案)に係る 意見募集(パブリックコメント)の結果について

1.意見の募集期間

令和4年9月1日(木)から令和4年9月30日(金)まで

2.意見の募集結果

- ・ご意見をいただいた人数 15人 [内訳: 持参12人、FAX1人、郵送1人、ロゴフォーム1人]
- ・ご意見をいただいた件数 28件

3.いただいたご意見の分類

大分類	小分類	件数
条例の規定	3.定義	3件
	5.責務	1件
	6.支援	3件
	7.調査等	2件
	8.措置(指導・勧告・命令・代執行)	7件
	条例全般(罰則等・その他)	12件
計		28件

※複数の規定についてご意見を記載していただいている方がいるため人数と件数は異なります。

No.	小分類	主なご意見等の概要	本市の考え方
1	3.定義	私たち市民は健康で住みよい安全な住環境に生活する権利があります。安全な生活を危うくしているのが「ごみ屋敷」と同様に「放置された空家とその敷地の管理」並びに「居住地に隣接する放置された雑種地の管理」の問題です。これらはいずれも小動物の住処となり、感染症を引き起こす病原菌を持ち込みます。また、その敷地や隣接する放置された雑種地には雑草や雑木が生い茂り、蚊の発生を促し不衛生な状態であるとともに冬季には枯草が火災の原因ともなりかねない極めて危険な状況です。この「ごみ屋敷」条例に「放置された空家とその敷地の管理及び居住地に隣接する放置された雑種地」が含まれるのか。含まれないのであれば、現実に即した条例にすることを切に要望します。	現在検討中の条例骨子(案)では、住居等におけるごみをはじめとする物の堆積又は放置により害虫や害獣又は臭気の発生、火災や崩落など周辺住民の財産のみならず生命身体にまで危害が及ぶおそれがある、いわゆる「ごみ屋敷」を対象としています。「ごみ屋敷」ではない「居住地に隣接する放置された雑種地の管理」は対象に含めておりません。放置された空き家とその敷地の管理については、空家対策の観点から空家対策特別措置法に基づき、所有者に対し適正な管理を促していきます。
2	3.定義	「ごみ屋敷」問題に対する条例であるが、「空き地」の放置も対象に含まれるか。	現在検討中の条例骨子(案)では、住居等におけるごみをはじめとする物の堆積又は放置により害虫や害獣又は臭気の発生、火災や崩落など周辺住民の財産のみならず生命身体にまで危害が及ぶおそれがある、いわゆる「ごみ屋敷」を対象としており、「空き地」の放置については対象に含めておりません。
3	3.定義	「住居等」について現に居住の用に供しているものに限定しているが根拠は。	「住居等」について現に居住の用に供しているものに限定しているのは、居住の用に供していない空き家とその敷地の管理については、空家対策の観点から空家対策特別措置法に基づき、所有者に対し適正な管理を促すことができるためです。
4	5.責務	努力目標、努力義務規定であり、自発的で実効性に乏しい。努めるものとするを全て義務規定とする。(厳格化)	居住者等の責務は義務規定ではなく努力義務規定にしておりますが、条例の施行に際し、広報まつさか、松阪市ホームページ等により、居住者等の責務を市民の皆さまに広く周知していきたいと考えています。
5	6.支援	当事者が抱える生活上の課題を踏まえ、寄り添った支援を行うことにより再発防止に努める。このことが一番重要であると考えており、この点、大いに期待するものである。	いわゆる「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを撤去すれば解決するものばかりではなく、物を堆積している当事者の抱える生活上の課題を踏まえた支援を行わない限り、根本的な「ごみ屋敷」問題の解決につながらないと考えています。「ごみ屋敷」と呼ばれる状態になってしまう原因は様々ですが、認知症や高齢化に伴う身体機能の低下、生活意欲の減退、精神疾患などによるケースもあると考えられます。個々のケースに合わせ必要に応じて官公署その他関係機関等と協力し、当事者に寄り添った支援を基本として対応していきます。
6	6.支援	ゴミ屋敷住人がゴミの収集場から他人のゴミ袋を持って来るなど、精神的に問題がある場合、親族と連絡をとって、話し合いをしてもらって、病院、福祉施設等、入所を考慮してもらいたい。	
7	6.支援	本人に簡単な仕事を世話するとかできないものか。	

No.	小分類	主なご意見等の概要	本市の考え方
8	7.調査等	生活ごみがたまっているのであれば（案）の内容で良いと思いますが、あきらかに外部からごみを持ち込んでいる。 誰が見てもこのように見える。この怠慢な行動に対し厳しく取り締まらないと改善されません。 ごみの発生理由を調査することができ、生活ごみに該当しない場合は措置の対象とする。（他人が捨てたごみを持って来るなど）	ごみの集積所については、自治会等で管理をしていただき、利用される方々で、場所の決定や清掃等、管理上のルールを話し合って維持管理をしていただいています。家庭系廃棄物を適切に処理する責務を果たしていくためには、市民の方が安全安心してごみ出しができる生活環境を確保することが必要であることから、現行の松阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例にごみの持ち去り禁止を盛り込む一部改正を検討していきます。 ごみの発生理由の調査は、この条例骨子（案）の規定で対応することができます。また、居住者の生活ごみだけでなく、外部から持ち込んだごみを当該住居等に堆積した場合も、この条例骨子（案）の対象に含まれます。
9	7.調査等	立入調査等について、住居不可侵の原則（憲法上）があるも、正当な理由もなく拒否をした場合は、過料等の罰則を設ける。	過料や罰則規定については、当事者に寄り添った福祉的な支援を基本とする本市の方針にそぐわないことから、罰則規定等は規定していません。
10	8.措置	本条例骨子（案）の措置（指導・勧告・命令・代執行）について、強い執行力とできる限りの最短期間に執行することを望みます。	周辺地域の状況及び住民の皆さまの心情からも、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、いわゆる「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを撤去すれば解決するものばかりではなく、物を堆積している当事者の抱える生活上の課題を踏まえた支援を行わない限り、根本的な「ごみ屋敷」問題の解決につながらないケースもあると考えています。そのため、現在検討中の条例骨子（案）では、「ごみ屋敷」と呼ばれる状態の解決に目途がたたない場合、最終的には行政代執行法を適用し、個人の所有物の撤去を可能とするものです。しかしながら、行政代執行法は、「他の手段によって当該命令に係る措置の履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限るとされています。そのため、本市としましては、個々のケースに応じて、当事者に寄り添い、同意を得たうえでの解決をめざすことが基本であるとと考えています。
11	8.措置	・「相当の猶予期限を付けて」について 当地域のゴミ屋敷の場合、その「居住者」は敷地内だけでなく、住居前の道路上に、ゴミや乳母車、自転車、傘などを長年にわたって放置し、通常は道路幅の約3分の1を無断で占拠しています。これは自動車の通行を妨害し、日常的に交通の支障になっています。火災等が発生しても消防自動車を通れる幅もありません。当地域のゴミ屋敷は、勧告まで受けても本人が措置をとらない場合、「相当の猶予期限」をまたず、可及速やかに、「命令」「代執行」へと進めるべきだと思います。一刻の猶予もない危険が予測される事案も、現実にはあるということ、考慮に入れていただきたいと思います。	周辺地域の状況及び住民の皆さまの心情からも、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、いわゆる「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを撤去すれば解決するものばかりではなく、物を堆積している当事者の抱える生活上の課題を踏まえた支援を行わない限り、根本的な「ごみ屋敷」問題の解決につながらないケースもあると考えています。そのため、現在検討中の条例骨子（案）では、「ごみ屋敷」と呼ばれる状態の解決に目途がたたない場合、最終的には行政代執行法を適用し、個人の所有物の撤去を可能とするものです。しかしながら、行政代執行法は、「他の手段によって当該命令に係る措置の履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限るとされています。そのため、本市としましては、個々のケースに応じて、当事者に寄り添い、同意を得たうえでの解決をめざすことが基本であるとと考えています。 また、住居前の道路上のゴミの堆積については、道路管理の部署と連携しながら対応していきます。

No.	小分類	主なご意見等の概要	本市の考え方
12	8.措置	強制的に処分するという項目がない。 言えば金があればいつまでもできる内容になっている。 (5) 強制処分という規定を設け、市長は、命令を受けたものが命令に係る処置をとらなかった場合、強制的に行政処分することができる。⇒ 逮捕	この条例骨子(案)にある命令、代執行は行政処分であり、強制的に実現する手段であります。そのため、市長は命令の規定による措置を命じられた者が、正当な理由なくその命令に係る措置をとらなかった場合において、他の手段によって当該命令に係る措置を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、行政代執行法の定めるところにより代執行を可能としています。
13	8.措置	・勧告、命令に従わない道路上のゴミ袋は、本人の承諾なしに、ゴミ収集日に撤去する。 ・強制撤去した費用はゴミ屋敷住人に請求	勧告、命令に従わない場合は、行政代執行法を適用し、隣接する道路上のごみも含めて撤去することができます。 代執行にかかる費用は、物を堆積している当事者に対して請求を行っていく考えです。
14	8.措置	私の近所にもゴミ屋敷が存在し長年にわたり迷惑しています。 今回の条例骨子は最終的に「代執行」まで行える内容であることから、大いに期待が持てます。 しかし、1ページの〈基本的な考え方〉の中にもある、「その当事者が抱える生活上の課題…」が精神疾患であった場合「精神保健福祉法」等の兼ね合いから強制的な法執行が難しく、これまで警察機関も当事者に対して弱腰な対応であったように思われます。 近所のゴミ屋敷が自宅住居だけでなく、自宅前の道路上にもゴミを集積し、道路幅の1/3近くを塞ぐ状況にもなることから、もっと別の法律(例えば道路交通法第76条3項や道路法第43条)で取り締まることができないものですか。	違法放置物の所有者が道路を原状に回復する措置をとらないときは、道路法第44条の3の規定に基づき、道路管理者が自ら除去することができます。
15	8.措置	あらゆる措置を執るには、先ず現地(現場)確認が基本であり、行政罰を設け逃げ得を許さない姿勢が大切。 指導あるいは立ち入り拒否については、関係部署との連携により、例えば固定資産税の何倍を課税する方法も考慮すべきである。(特定空家対策)	過料や罰則規定については、当事者に寄り添った福祉的な支援を基本とする本市の方針にそぐわないことから、罰則規定等は規定しておりません。
16	8.措置	条例の制定を大いに期待している。 これまで何度も道路にはみ出したごみの撤去作業を、実施していただいておりますが、大変な労力をおかけしているにもかかわらず、達成感がなく限界を感じるばかりである。これは周辺住民も同様の思いであると思われる。 ごみを集める行為に関して、何か措置がとれないものかと考える。 集積所に出されたごみの移動、ごみ袋を開け物色するなど。 夜遅くにゴミ箱をあさっているところを目撃された方が不審者として、警察に通報されパトカーの出動をお願いしたことなど、とにかく近隣住民からは苦情が多く寄せられている。	ごみの集積所については、自治会等で管理をいただき、利用される方々で、場所の決定や清掃等、管理上のルールを話し合って維持管理をいただいております。家庭系廃棄物を適切に処理する責務を果たしていくためには、市民の方が安全安心してごみ出しができる生活環境を確保することが必要であることから、現行の松阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例にごみの持ち去り禁止を盛り込む一部改正を検討していきます。
17	条例全般(罰則等)	何回も同じ事を繰り返すので、命令に従わない時は罰金も考慮	過料や罰則規定については、当事者に寄り添った福祉的な支援を基本とする本市の方針にそぐわないことから、罰則規定等は規定しておりません。
18	条例全般(罰則等)	いつも苦々しく思っています。近所の人も大変でしょうね。拾ってくるだけでは逮捕できないのでしょうか。 注意するだけでは一方通行だ。市独自の法でもっと罪を重くしてほしい。	ごみの集積所については、自治会等で管理をいただき、利用される方々で、場所の決定や清掃等、管理上のルールを話し合って維持管理をいただいております。家庭系廃棄物を適切に処理する責務を果たしていくためには、市民の方が安全安心してごみ出しができる生活環境を確保することが必要であることから、現行の松阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例にごみの持ち去り禁止を盛り込む一部改正を検討していきます。
19	条例全般(罰則等)	本人住居のごみではない、ごみ集積場のごみも持参しない事も罰則に計上して欲しい事を希望します。	ごみの集積所については、自治会等で管理をいただき、利用される方々で、場所の決定や清掃等、管理上のルールを話し合って維持管理をいただいております。家庭系廃棄物を適切に処理する責務を果たしていくためには、市民の方が安全安心してごみ出しができる生活環境を確保することが必要であることから、現行の松阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例にごみの持ち去り禁止を盛り込む一部改正を検討していきます。

No.	小分類	主なご意見等の概要	本市の考え方
20	条例全般 (その他)	<p>私は、ゴミ屋敷の近所に居住しています。今回の条例案を歓迎します。しかし該当者との対話に尽くしてこられた隣家の方は、何の解決も見ないまま亡くなられ、遅きに失した感はぬぐえません。近隣住民として忸怩（じくじ）たる思いで居りますことを、何よりもお伝えしたいです。一刻も早い施行を望みます。</p> <p>条例案に何ら修正や追加を求めるものではありませんが、「定義」の文章の言葉だけからは、実際のゴミ屋敷の問題点は、何も見えてこないように思います。審議していただくにあたって、実情を補足させていただきたく思います。</p> <p>・「物の堆積又は放置」について 当地域のゴミ屋敷の場合、「物」とは可燃物・不燃物のゴミが大部分です。その多くは、町内のゴミ集積所から「居住者」が無断で持ち出してきたものです。ここに単なる「物」では済まされない問題があります。1つは、町内みんなでルールを守って出したゴミを、ゴミ屋敷の「居住者」が人目を盗んでは勝手に持ち出し、自宅や道路上に散乱放置するという、業務妨害の問題です。2つ目には、個人情報を含む可燃物の袋も、勝手に開けているという、個人情報保護上の問題です。</p> <p>・「周辺的生活環境に著しい支障が生じている状態」について 当地域のゴミ屋敷の「居住者」から、近隣住民は激しい言葉で脅かされ続けています。これは対話を困難にしているだけでなく、長年にわたる精神的圧迫・苦痛を余儀なくしています。また言葉だけでなく、「居住者」が無断で近隣住民の住宅敷地内に侵入したり、道路上から敷地内にゴミを投入したりすることもあります。害虫や臭気の発生、火災のおそれや、カラスや風によるゴミの散乱等の被害は、容易に想像していただけたと思いますが、近隣住民が受けている最大の被害は、毎日毎日、膨大なゴミを目の前に積み上げられる精神的な苦痛と恐怖感、そして友人も気軽に家に呼べない抑うつ感を、何の謂れもなく押しつけられ生きていかなければならない苦しみのことです。そのことを一番わかっていたいただきたいです。</p>	<p>周辺地域の状況及び住民の皆さまの心情からも、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、いわゆる「ゴミ屋敷」の問題は、単にごみを撤去すれば解決するものばかりではなく、物を堆積している当事者の抱える生活上の課題を踏まえた支援を行わない限り、根本的な「ゴミ屋敷」問題の解決につながらないケースもあると考えています。そのため、現在検討中の条例骨子（案）では、「ゴミ屋敷」と呼ばれる状態の解決に目途がたたない場合、最終的には行政代執行法を適用し、個人の所有物の撤去を可能とするものです。しかしながら、行政代執行法は、「他の手段によって当該命令に係る措置の履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限るとされています。そのため、本市としましては、個々のケースに応じて、当事者に寄り添い、同意を得たうえでの解決をめざすことが基本であると考えています。</p>
21	条例全般 (その他)	<p>私は9年間、町内ゴミ屋敷の居住者と関わってきました。私の前から、そして現在、ゴミ屋敷は未だに改善されません。</p> <p>市、警察、病院、保健所等関係者様はすでにご存じのことと思いますが、一例として状況を紹介させていただきます。そして、このような事例が解消できるような条例と体制をとって頂きますようお願い致します。</p> <p>【事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住対象者は精神疾患を保持 ・ゴミ集積所（他自治会を含む）からゴミ袋を持ち帰り、自宅にため込む ・周辺住民は仕返しを恐れて本人には注意しない ・自治会役員の注意には、その時だけ言葉で従うが行動はしない ・病院に入院時は平穏で、退院して10日位はおとなしいが徐々に元に戻るこの繰り返し <p>現在、関係各署に対応して頂いているが、それでも事態は解消されない。</p>	
22	条例全般 (その他)	<p>車の出し入れが困難、ゴミ袋に生物も入っているので、カラスが道路に散らかす、ゴミ袋に傘をさしたりするので、風で傘が道路に飛んで通行の邪魔になる、ゴミから悪臭が漂う。</p> <p>以上のような状態で毎日、ゴミの山積みを見て生活するのは、ストレスが溜まって憂鬱な気分です。</p> <p>ゴミ屋敷条例が制定されれば、この状態も改善されることと、期待しています。</p>	
23	条例全般 (その他)	<p>不潔。風が強い時、ゴミが散らかる。火事が心配。車の出入りがしにくい。</p>	
24	条例全般 (その他)	<ul style="list-style-type: none"> ・過去10年余りに渡り近隣住居のごみにより害獣、害虫に悩まされて来た住民にとって、この条例を一日も早く決審していただいて早急に解決していただく事を望みます。 ・この条例が骨子案だけに終わらない事を切に希望します。 ・条例が決まり次第、早急の実施をお願い致します。 	

No.	小分類	主なご意見等の概要	本市の考え方
25	条例全般 (その他)	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅から（玄関）外を見るとゴミの山がすぐ見える。風の向きにより悪臭を感じる。 ・特にゴミ収集日に他の所から両手でぶらさげ何度もあきます。近くのゴミ箱をあさっている姿もあります。 ・近所の人ゴミの事を言うと嫌がらせにあうと思う。 	<p>周辺地域の状況及び住民の皆さまの心情からも、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、いわゆる「ごみ屋敷」の問題は、単にごみを撤去すれば解決するものばかりではなく、物を堆積している当事者の抱える生活上の課題を踏まえた支援を行わない限り、根本的な「ごみ屋敷」問題の解決につながらないケースもあると考えています。そのため、現在検討中の条例骨子（案）では、「ごみ屋敷」と呼ばれる状態の解決に目的がたたない場合、最終的には行政代執行法を適用し、個人の所有物の撤去を可能とするものです。しかしながら、行政代執行法は、「他の手段によって当該命令に係る措置の履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限るとされています。そのため、本市としましては、個々のケースに応じて、当事者に寄り添い、同意を得たうえでの解決をめざすことが基本であるとと考えています。</p>
26	条例全般 (その他)	<p>風の強い日とか、異臭に大変迷惑している。市長の名において速やかに撤去してほしい。</p>	
27	条例全般 (その他)	<p>自治体全体で見守ってほしいと思います。皆が安心して住める町になってほしいです。人の思いやる気持ちを持って生活をしていきたいです。いつか、きっとすばらしい町になる事を期待します。</p>	
28	条例全般 (その他)	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃物は当日（月・木）に出す。 ・袋は松阪指定を使用する。 ・空家にごみを置かない。 ・ごみを道路に置かない。 ・ごみは集積所から持ち出さない。 ・指定日以外に集積所に置かない。 <p>条例が議会で可決したら、すぐに実施してください。</p>	<p>ごみの正しい出し方等については、「ごみ・分別ガイドブック」や「ごみ収集カレンダー」等の啓発冊子の中で、ごみや資源物の指定された袋の利用や、決められた時間・決められた分別・決められた場所に出すこと等の周知啓発を広報紙、ホームページ、松阪ナビ等の広報媒体を利用して、実施しています。今後も、地域の皆さんが地域の集積所をきれいに使っていただくために、自治会と連携しながら、地域の皆様とともに、集積所の管理等に関して、ご相談に対応していきたいと考えています。</p>

※いただいたご意見につきましては、住所、氏名など個人情報特定できるような内容及び不適切な表現等は掲載しておりません。

また、掲載しているご意見以外にも、いわゆるごみ屋敷と呼ばれる状態の住居等の周辺にお住いの方のお気持ちや、周辺の状況についてご意見として頂いております。